

肝属川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 笠野原台地では近年畜産、畑作が盛ん
- ・ 流域の地質は、始良カルデラ等から噴出した入戸火砕流等による灰白色の火山噴出物であるシラスが広く分布
- ・ 南海型気候に属し、年間平均降水量は約2,800mmと多い

(流域の自然環境)

- ・ 源流域の高隈山地には照葉樹林が広がり、国の天然記念物であるヤマネが生息
- ・ 上流部の河岸にはエノキ等の河畔林が繁茂し、瀬にはオイカワ等、水際の緩流部にはメダカやカワニナ等が生息し、カワニナを餌とするゲンジボタルも生息
- ・ 鹿屋分水路分派地点から合流点までの鹿屋市街地を流れる区間は、家屋等が近接し、都市河川の様相
- ・ 中下流部は、数多くの捷水路工事を行った区間で、直線的で単調な河川空間であり、高水敷は主に採草地として利用され、チガヤ、タチスズメノヒエなどのイネ科植物が広く分布し、数少ない瀬には、オイカワやシマヨシノボリ等が生息
- ・ 感潮区間である河口部の高水敷草地にはセッカやヒバリ等、広い水面にはカワウ、カモ類、水域にはヒイラギ等の汽水・海水魚が生息
- ・ 塩入川合流点付近の干潟には、シオマネキが生息

- ・支川串良川上流部の水際には広範囲に河畔林が分布し、サギ等が生息

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・大正3年の桜島火山の大噴火でもたらされた火山灰が大きな被害を招いた大正6年6月洪水を契機として、大正7年から県事業が実施
- ・昭和4年7月洪水を契機として昭和12年に直轄河川改修に着手
(俣瀬地点 計画高水流量1,200m³/s)
- ・昭和13年10月洪水を契機として、昭和15年に改修計画を改定
(俣瀬地点 計画高水流量1,900m³/s)
- ・昭和42年、従来の改修計画を踏襲する工事实施基本計画を策定
(俣瀬地点 計画高水流量1,900m³/s)
- ・昭和51年6月洪水や流域の開発等を踏まえ、工事实施基本計画を改定
(俣瀬地点 基本高水流量2,500m³/s、計画高水流量2,300m³/s)
- ・平成12年に鹿屋分水路完成

(河川水の利用)

- ・農業用水として約8,900haの農地でかんがいに利用
- ・工業用水として利用の他、水力発電として3箇所の発電所による総最大出力約4,000kWの電力供給

(水質)

- ・上流鹿屋市付近では家庭雑排水や畜産排水等により汚濁
- ・肝属川の上流域では、行政、流域住民、関係機関が一体となって、水環境の改善に取り組んでいる

(河川の利用)

- ・下流部の高水敷や堤防において、散策やスポーツ、花火大会等のイベント会場、畜産飼料のための採草地として利用
- ・高山川の高水敷では、県の無形文化財である「やぶさめ」にちなんだ祭が開催
- ・支川始良川や高山川では水質が良好なことから、カヌーや子どもたちの川遊び等に利用
- ・上流部の鹿屋市街地や中下流部は、連続したコンクリート護岸や水質

の悪化に伴い利用はほとんど無い

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・ 治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで一貫した計画
- ・ 段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環系の構築を図るため流域一体となって取り組む
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に行う
- ・ 総合的な土砂管理の観点から、安定した河道の維持に努める

ア. 災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備方針)

- ・ 沿川地域を洪水から防御するため、肝属川に残された豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の整備や質的強化、河道掘削等により、河積を増大させ計画規模の洪水を安全に流下
- ・ シラスの特徴を踏まえ、堤防の詳細な点検、質的強化の研究・対策実施
- ・ 内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・ 河川管理施設の機能確保及び施設管理の高度化、効率化
- ・ 河道内の樹木については、計画的な伐採等の適正な管理を実施
- ・ 超過洪水等に対する被害の軽減対策
- ・ 情報伝達体制の充実等の総合的な被害軽減対策
- ・ 本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫の河川整備

イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

- ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関して、必要な流量は概ね確保
- ・ 渇水等発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供等の体制整備、水融通の円滑化などを関係機関等と連携して推進

ウ. 河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・ 肝属川と流域の人々との歴史的・文化的なつながりを踏まえ、良好な河川景観を保全し、多様な動植物が生息・生育する自然環境を保全及び創出し、次世代に継承
- ・ 良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境を維持

(動植物の生息地・生育地の保全)

- ・ 上流部におけるホタル生息環境の保全
- ・ 中下流部や支川におけるヨシノボリ等の魚類の生息・産卵場となっている瀬や淵の保全
- ・ セッカやヒバリ等の営巣地となっている草地の保全
- ・ サギ等の集団営巣地となっている河畔林の保全
- ・ 塩入川合流点におけるシオマネキ等が生息する干潟について、生物の生活史を支える環境を確保できるよう配慮
- ・ 本川中下流部区間における治水上影響の無い範囲での多様な河川環境の創出
- ・ 堰の改築等とあわせた魚道設置等による魚類等の生息場の連続性の確保

(良好な景観の維持・形成)

- ・ 良好な景観が維持、形成されるよう、鹿屋市街部における都市景観、中下流部における田園風景、河口部における日南海岸国定公園の景勝地と調和した河川景観の保全・創出

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・ 情報発信拠点を活用しながら流域の交流を促進するとともに、地域のまちづくりにも寄与する川づくりを推進
- ・ 人が水辺に近づけるような整備を図る
- ・ 水辺空間を活かしたカヌーなどのスポーツ・レジャー利用の場の整備保全
- ・ 歴史のあるやぶさめ祭等のイベントが継続的に行える場の保全整備

(水質)

- ・ 関係機関とともに策定された水質改善目標・行動計画に基づき、関係機関や地域住民の役割分担のもと、計画的に水質の改善に努める
- ・ 水質に関する啓発活動を行い、水環境改善に向け総合的な取り組みを推進

(高水敷地の占用及び許可工作物の設置、管理)

- ・ 動植物の生息・生育環境の保全、景観の保全に十分に配慮するとともに、治水・利水・河川環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・ 環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・ 河川に関する情報を流域住民と幅広く共有し、防災学習、環境教育等の充実、住民参加による河川愛護活動等を推進

2. 河川の整備の基本となるべき事項

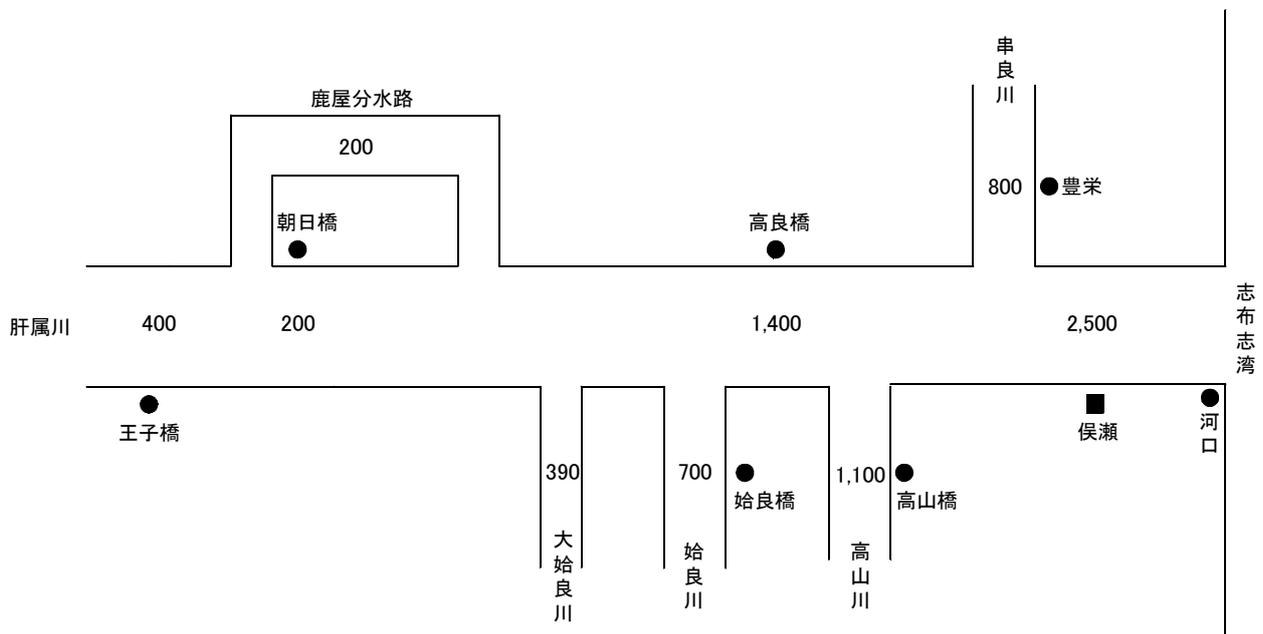
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
肝属川	俣瀬	2,500	0	2,500

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

肝属川計画高水流量図



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	※ ¹ 河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)
肝属川	王子橋	20.5	23.10	40
	朝日橋	18.2	15.99	30
	高良橋	6.8	7.80	140
	俣瀬	3.9	5.73	220
	河口	0.0	※ ² 2.70	190
始良川	始良橋	1.5	12.41	80
高山川	高山橋	2.3	10.08	90
串良川	豊栄	3.5	8.65	90

注) T.P. : 東京湾中等潮位

※1 : 基点からの距離

※2 : 計画高潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- ・朝日橋地点において、利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮して、かんがい期で概ね0.35m³/s、非んがい期で概ね0.46m³/s